

## 新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年8月24日～8月30日）

## 1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

## (1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

## ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	137	1,265	1,402
ベトナム	171	265	436
韓国	85	310	395
台湾	23	268	291
タイ	172	101	273
米国	94	150	244
フィリピン	31	188	219
インド	20	144	164
ブラジル	25	139	164
パキスタン	10	111	121
その他	189	912	1,101
<b>合計</b>	<b>957</b>	<b>3,853</b>	<b>4,810</b>

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

## イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	4	23	27
	経営・管理	2	118	120
	技術・人文知識・国際業務	44	380	424
	企業内転勤	0	37	37
	介護	0	1	1
	特定技能	4	26	30
	技能実習	145	29	174
	短期滞在	156	1	157
	留学	101	725	826
	研修	0	0	0
	家族滞在	40	429	469
その他	86	310	396	
	小計	582	2,079	2,661
入管法 別表第2	永住者	1	1,162	1,163
	日本人の配偶者等	278	264	542
	永住者の配偶者等	43	99	142
	定住者	53	249	302
	小計	375	1,774	2,149
<b>合計</b>		<b>957</b>	<b>3,853</b>	<b>4,810</b>

## 注

1. 特段の事情による入国者には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の1に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。
2. 「中国」には香港、マカオを含む（以下同じ）。
3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。
4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。
5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

## (2) (1)のうち、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

## ア 国籍・地域別

	新規入国	再入国	合計
タイ	121	9	130
ベトナム	111	3	114
<b>合計</b>	<b>232</b>	<b>12</b>	<b>244</b>

## イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	0	0	0
	経営・管理	0	0	0
	技術・人文知識・国際業務	38	3	41
	企業内転勤	0	4	4
	介護	0	0	0
	特定技能	4	3	7
	技能実習	145	2	147
	短期滞在	45	0	45
	研修	0	0	0
特定活動	0	0	0	
<b>合計</b>		<b>232</b>	<b>12</b>	<b>244</b>

注:「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国

## (3) 乗員上陸許可者数

米国	1,672
フィリピン	805
インドネシア	234
オランダ	152
インド	139
カナダ	122
フランス	115
中国	101
ロシア	74
ドイツ	72
その他	706
<b>合計</b>	<b>4,192</b>

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

## 2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
1	9	10